

○札幌市保健所運営協議会条例

○札幌市保健所運営協議会条例

昭和28年11月16日条例第48号

[注]平成26年5月から改正経過を注記した。

改正

昭和36年12月条例第32号

平成6年10月条例第38号

平成9年3月条例第7号

平成10年3月条例第5号

平成19年2月20日条例第3号

平成26年5月30日条例第33号

札幌市保健所運営協議会条例

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、札幌市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第1条の2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業所等の代表者又は職員、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第3条 協議会に委員長1名を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会議の議長となり会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、予め協議会において定めた委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 協議会は、必要なつど委員長がこれを招集する。

(議事)

第5条 協議会は、委員半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。但し、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。

第6条 関係職員及び議事に關係ある者は、会議に出席し、自己の担当又は關係ある事項につき意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(施行細目)

第8条 この条例に定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和28年9月1日から適用する。

附 則(昭和36年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第7号抄)

改正

平成26年5月30日条例第33号

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

一部改正[平成26年条例33号]

附 則(平成10年条例第5号抄)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第3号抄)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第33号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成26年規則第36号で、同26年8月4日から施行)